

提 供 依 頼 書

記入日 年 月 日

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果に関し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 4 項及び同法第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法の規定（以下「高確法等の規定」という。）に基づく全国健康保険協会静岡支部（以下「静岡支部」という。）への提供について、健診実施機関へ下記のとおり委託します。

- 1 健診実施機関は静岡支部に対して、労働安全衛生法第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果のうち、受診年度において静岡支部の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目及び被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって静岡支部が必要と認める情報（以下「事業者健診情報」という。）を提出すること。その際、静岡支部が指定する形式で事業者健診情報を提供すること。
- 2 事業者健診情報の取得に際し、静岡支部は必要に応じ健診受診者の資格情報のお知らせ等の記号・番号等に関する情報を健診実施機関に対して提供すること。
- 3 本書については、次年度以降も効力を有すること。本書に基づく依頼を解除する際は別途連絡をすること。

健診実施機関を変更する場合は提供依頼書の再提出が必要です。

事業 所 情 報	健康保険記号※1			
	事業所名			
	事業主名			
	所在地	〒		
	電話番号		担当者名	

健 診 実 施 機 関 情 報	健診機関名			
	所在地	〒		
	電話番号			
	健診受診月 ※2		受診人数 ※2	人

【※1】 資格情報のお知らせの氏名欄上部にある 7 桁または 8 桁の数字をご記入ください。

【※2】 受診（予定）の月と人数は提出時点で把握されているおおよそで構いません。

【データの使用の目的】

被保険者等の今後の健診・治療及び保健師等による保健指導・健康相談を受ける時並びに特定の個人が識別されない方法で統計・調査研究を行う。

ご安心ください！

医療保険者が事業主様に対して定期健康診断の結果データの提供を求められることは、法律で定められており、提供を求められた場合には提供しなければならないこととなっています。

したがって、事業主様が協会けんぽにデータを提供しても個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に関して責任を問われることはありません。

また、提供いただいた健診結果については、全国健康保険協会個人情報管理規程等に基づき大切に扱いいたします。

【参考】 高齢者の医療の確保に関する法律 第27条（昭和57年法律第80号）

個人情報の保護に関する法律 第23条（平成15年法律第57号）